

第3回 府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

平成 27 年 10 月 28 日

1. 議事次第	… 1
2. 図書館サービスの充実に向けた検討会議設置要項	… 2
3. 府立図書館サービスの充実に向けた検討会議委員名簿	… 3
4. 第2回検討会議議事要旨	… 4
5. 基本方針（仮）案	… 7
6. サービス計画案	… 9
7. 評価の仕組みについて	…25
8. 検討会議のまとめについて	…28
9. 今後のスケジュールについて	…29

第3回 府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

議 事 次 第

平成27年10月28日

1. 前回の議事録について
2. 基本方針（仮）案・サービス計画案・評価の仕組みについて（報告）
3. 基本方針（仮）案・サービス計画案・評価の仕組みについて（協議）
4. 検討会議のまとめについて（協議）
5. 今後のスケジュールについて
6. その他

図書館サービスの充実に向けた検討会議設置要項

(目的)

第1条 平成28年度から平成32年度までの京都府立図書館サービス計画を作成するに当たり、専門的見地からの意見を聴取するため、外部有識者で構成する図書館サービスの充実に向けた検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 検討会議は、京都府立図書館が実施する図書館サービスについて、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、京都府立図書館長(以下「館長」という。)が選任する。
- 3 委員の任期は、選任の日から平成28年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会議の議事を運営する。

(会議)

第5条 検討会議は、館長が招集する。

- 2 検討会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年6月1日から施行する。

府立図書館サービスの充実に向けた検討会議委員名簿

平成 27 年 6 月 19 日

(敬称略・50音順)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
明致 親吾	京都CSR推進協議会会長
大槻 政美	京田辺市立中央図書館長
小川 雅史	京都府立南陽高等学校長
桂 まに子	京都女子大学 専任講師
清水 清	大山崎町教育委員会教育長
千賀 彰子	舞鶴市立志楽小学校長
千歳 則雄	前滋賀県野洲市立図書館長
富永 敦子	井戸端サイエンス工房
内藤 千鶴	亀岡市立図書館中央館長
原田 隆史	同志社大学 教授 座長

第2回府立図書館サービスの充実に向けた検討会議の議事要旨

1 開催日時

平成27年9月1日(火) 午前10時から正午まで

2 場所

京都府立図書館(京都市左京区岡崎成勝寺町9)

3 出席者

原田隆史座長、大槻政美委員、小川雅史委員、桂まに子委員、
清水 清委員、千歳則雄委員、富永敦子委員、内藤千鶴委員

4 会議の内容

- (1) 前回の議事録について
- (2) 府民アンケート結果・基本方針(仮)素案・サービス計画の方向性について(報告)
- (3) 基本方針(仮)素案及びサービス計画の方向性について(協議)
- (4) 今後のスケジュールについて

5 協議事項

○アンケート結果について

- ・郵送方式ではサービスを知らない人にも答えてもらっており、結果をどのように受け止めるかは考えなければならない。行っていないサービスでもこれだけの値が出たならばやる価値はある、というようにも考えられる。
- ・主に郵送方式について分析されているが、web方式はどう扱うか?
→府民利用施設のあり方検証の中で求められた「260万府民の府立図書館に対するニーズ」を捉えるために、従来の来館者アンケートではなく無作為抽出による郵送方式のアンケートを行ったもの。Web方式は、コアな利用者のより深いニーズの把握、より強みを伸ばしていくべきサービスの参考としたい。

○基本方針(仮)素案について

- ・方針全体としては、図書館の基本が別々にあり、その発展が1から3に書かれているように思える。まずは府立図書館の基本をしっかり押さえることが大事。
→現在の運営の柱である市町村支援と調査研究支援を今回の「基礎的なとりくみ」に据え、そこに新たな事業を付け加えようと考えたもの。ただ、「基礎」と「発展」というくくりは館内でも議論となっている。
- ・市町村支援や調査研究支援は府立図書館の大きな柱になる。一方、図書館の基本的な取組は幅が広いものなので、たとえば障害者サービスなども丁寧に書き込むことができれば全体の厚みが増す。
- ・内容は、図書館としては実は当たり前のことで、どう書いてもこうなるだろうと思う。ただ仕掛けとしては、有名企業や本屋さんとのコラボレーションなど、府民にえっと驚いてもらえるようなものがほしい。
- ・「府立図書館はこんなことができる」というアピールに力を入れるべき。
- ・前文は府民1人1人に視点が当たっている感じで良いと思うが、3つの柱の方にも府

府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

民に気軽に図書館を利用してもらえるような要素がほしい。

- ・支援を受けるだけではだめで、協働もしていかなければならないということは理解できるが、中身がまだ見えていない。
- ・協働について、結論ありきで進めるのではなく、府と市町村のすみ分けのライン引きはしっかり協議しなければならない。
→「府内の図書館サービスの充実のために一緒にやっていきましょう」という思いで書いたもの。具体的にはサービス計画でお示ししたい。
- ・広く府内を見渡して状況を把握できる府立図書館がハブとなることで、府全体の図書館サービスの向上を目指すものと理解した。ただ、行政用語で「協働」というと、便利に使われてしまうという側面もある。
- ・「多様な文化資源の情報を取り扱い」について、図書館がすべての資料を持つようにも見えてしまったので、もう少し表現を考えた方がいい。
- ・学校現場は大学等の知的資源を活用したいので、府立図書館には、博物館や大学が持つ情報へのコーディネート機能を期待する。
- ・客寄せ的な部分がないこともあって、来館者サービスにはそこまで重きを置かれていないようにも読めるが、京都にしかない情報や研究支援に焦点があたっており、大学関係者や学生へのアピールになると思う。
- ・柱の3番目のうち、場の提供と課題解決は別もので、柱は4つ5つになるのでは。
- ・府立図書館のみでの「場の提供」に留まるのではなく「同じような空間をどの図書館でも作れる」というモデルを示すこと、すなわち府立図書館が図書館の新しい姿をリーダーシップをもって府内に示すことが、府民サービスの向上につながる。
- ・府立図書館と市町村立図書館との共通カードの導入も検討しては。敷居をなくして外とコラボすることが時代の流れ。
- ・共通カードについてはかなりの検討が必要。また、図書館の予算は自治体によって雲泥の差があり、整備状況に違いがありすぎると「協働」とはならない。
- ・府内すべての市町村で進めることは難しい。図書館の広域利用といってもほとんど生活圏内に留まると思うので、システム化しなくても近隣との連携で十分に思える。
- ・各市町村の図書館業務システムの更新をにらみながら5年10年かけてじっくり調整してはどうか。
- ・利用者の個人情報了他館と共有することにも十分注意が必要である。
- ・「これまでの経緯と現状認識」が基本方針と一体のものであるなら、「当館が岡崎に位置」に「現在」を加えた方がよい。また、状況の変化については、ICTや書籍など外部のことだけでなく、利用者や図書館自体の変化のことも入れるとよい。

○サービス計画の方向性について

- ・場の提供について、場だけでいいなら他にも沢山ある。使う側にどのくらい分かりやすく伝えられるか、そして料金や手続きなどのハードルの低さも重要。
- ・場づくりには人の存在が大事。「場の提供」や「課題を解決」の部分に、人について一言あるといい。

- ・子ども読書支援について、アンケートでも大きな期待として上がってきているのに計画の中での書き込みが弱い。府立はこういうことをやるという具体策を示していただきたい。
 - ・府立図書館には、児童サービスにおいても見本となっただき、アプローチの手法などについて示してもらえるとよい。「直接サービス以外」という表現は考えてほしい。本を所蔵することや子どもの読書傾向を知ることも市町村への支援になるが、その点にはあまり触れられていない。
 - ・学校の立場から見ると、すぐ本が手に入る、すぐ調べられるといったスピードが今の時代には売りになる。
 - ・長い目で利用者を育てる、文化と歴史を末長く伝えるという視点で、高校生が一度は府立に来るような読書会や学習会などの仕組みができればよい。
 - ・「多様な文化資源」に関して、図書館の生命線である本について、計画のなかに年間発行数の半分を購入することを盛り込めば大きなインパクトがある。予算的に難しいかもしれないが。
 - ・電子書籍についても、将来的には対応可能なように入れこんでほしい。
-
- ・視点に掲げられた広報戦略については具体的に検討し、広く府民に発信し浸透させるためのチャンネルを工夫してほしい。
 - ・アンケート結果に表れているように、府立図書館は府民にまだまだ知られていない。複数の大学と組んで大学生に取材してもらい、利用者側の視点でホームページやSNSで取り上げてもらってはどうか。
 - ・打ち出しは、他館と差別化を図れるようなインパクトのあるものがほしい。
 - ・見せ方の問題もある。当たり前のことをどう見せるか。
 - ・府立図書館の自由闊達さを活かし、「図書館がそんなことをしてはいかん」というタガを外してほしい。浴衣のイベントのような様々なアイデアやリクエストを募って、広報戦略の中でクリエイトを。
 - ・広報の入口は柱の3がよい。3で興味をもってもらって、次に1と2について知ってもらう流れ。また、偶然に府立図書館に出会えるきっかけを仕掛けてほしい。
-
- ・図書館法には「図書館協議会」という、市民の代表が館長に意見を述べる制度が定められている。図書館協議会に評価の仕組みをきちんと位置付けることで、図書館の運営やサービスはオーソライズされる。
 - ・この機会に図書館協議会を組織し、評価の仕組みをつくるべき。
 - ・きちんと内部で評価し外部で点検してもらうような仕組みがあれば、理事者にも理解してもらいやすいし予算の獲得にもつながる。
 - ・定量と定性、両方の評価が必要。ただし、定量評価において、府立図書館は市町村立図書館と違って、来館者数や貸出冊数、蔵書数だけではかるものではないはず。基礎と発展の取組が年次的にどのように進められているか評価する方法を考える必要がある。
 - ・サービス計画の方向性が決まる中で、評価の大枠についてもこの検討会議で考えていきたい。

===京都府立図書館 基本方針===

図書館は、人々が知的で創造的な“生”をおくるため、人類の知的遺産である出版物を中心とした文化資源を適切に収集・保存し、活用・発信する場です。

京都府立図書館は、この理念を踏まえ、変化の激しい社会において、新たな課題に直面する府民の知的活動の拠点となるとともに、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民に期待される存在となることを目指します。

1 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します

各公立図書館・学校図書館等の活動を支援しつつ、各館と協力することによって、府内の図書館サービスを充実させます。また、府民に的確に情報を提供するため、各公立図書館・学校図書館等と大学図書館等をつなぎ、府内の各種図書館のハブとしての機能を果たします。

2 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます

府立図書館の役割に応じた選書を行いつつ、多様な文化資源に関する情報を取り扱います。また、全ての人々が利用しやすい図書館サービスを提供します。さらに100年を超える長年の歴史と文化施設が集中する岡崎という立地を活かしながら、多様な調査研究の要求に応えます。

3 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します

グループで議論しながら新たな情報を創造していく場を設定し提供することにより、各機関・団体と連携し、様々な課題の解決につながる調査研究を支援します。あわせて、その手法が府内各地で展開されるよう働きかけます。これらを通じて、京都の文化の創造と地域の活性化に寄与し、その成果を発信する拠点となります。

京都府立図書館サービス計画

平成 28 年 3 月



京都府立図書館

府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

=== 京都府立図書館 基本方針 ===

図書館は、人々が知的で創造的な“生”をおくるため、人類の知的遺産である出版物を中心とした文化資源を適切に収集・保存し、活用・発信する場です。

京都府立図書館は、この理念を踏まえ、変化の激しい社会において、新たな課題に直面する府民の知的活動の拠点となるとともに、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民に期待される存在となることを目指します。

1 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します

各公立図書館・学校図書館等の活動を支援しつつ、各館と協力することによって、府内の図書館サービスを充実させます。また、府民に的確に情報を提供するため、各公立図書館・学校図書館等と大学図書館等をつなぎ、府内の各種図書館のハブとしての機能を果たします。

2 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます

府立図書館の役割に応じた選書を行いつつ、多様な文化資源に関する情報を取り扱います。また、全ての人々が利用しやすい図書館サービスを提供します。さらに100年を超える長年の歴史と文化施設が集中する岡崎という立地を活かしながら、多様な調査研究の要求に応えます。

3 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します

グループで議論しながら新たな情報を創造していく場を設定し提供することにより、各機関・団体と連携し、様々な課題の解決につながる調査研究を支援します。あわせて、その手法が府内各地で展開されるよう働きかけます。これらを通じて、京都の文化の創造と地域の活性化に寄与し、その成果を発信する拠点となります。

京都府立図書館サービス計画

■これまでの経緯と現在の状況

京都府立図書館は日本初の公立の図書館である「集書院」を源流のひとつとし、明治31年（1898）に京都御苑内に設立され、明治42年（1909）に現在地に移転して以来、長い歴史を刻んでいます。

その後、京都府社会教育委員会議から市町村立図書館との役割分担を打ち出した「生涯学習社会を展望する京都府の図書館の在り方について」の提言を平成7年（1995）に受けて、平成13年（2001）には明治の雰囲気を残した現在の建物で「京都府立図書館の運営基本方針」に基づく運営を開始しました。

平成24年度には方針を見直すとともに、平成27年度までを計画期間とする「京都府立図書館サービス計画」を策定しました。見直し後の運営基本方針は、①府内の図書館サービスの中核的図書館 ②府民の多様な活動を支援する図書館 ③情報化社会の進展に対応する図書館 ④京都から情報を発信する図書館の4本の柱からなり、特に市町村支援と調査研究支援を中心とした取組を進めてまいりました。

かつて認識されていた「図書館像」は、高度成長期に形成された貸出サービス中心のものです。府立図書館はじめ各図書館は、社会の要請や利用者の求めに応じて、地域の実情に即した新しい運営に努めています。さらに、ICTの発展による情報の形態の多様化と、書籍をめぐる状況の激変のなかで、図書館もその役割を模索していかなければなりません。

また、京都が大学の集積地であること、世界的な観光地へ本格的に脱皮しようとする状況を踏まえたとき、当館が現在、文化施設が集まる「岡崎」に位置することを活かす努力が求められています。

「京都府立図書館基本方針」はこれらの経緯と現状認識のもと、平成27年6月から開催された「府立図書館サービスの充実に向けた検討会議」や府民アンケートから得られた御意見を踏まえ、従前からの市町村支援機能と調査研究支援機能を大事にしながらも新たな要素も加え、策定したものです。

さらに、この基本方針を踏まえて、府民からより期待される存在となるため、平成28年度から5年間の「京都府立図書館サービス計画」を策定しました。

■計画の全体図

- 1 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します
 - ・ 京都府図書館総合目録ネットワークの拡充
 - ・ 府内の図書館等との物流の改善
 - ・ 府内の図書館間の情報共有の促進
 - ・ 市町村立図書館等職員研修による資質向上
 - ・ 貸出文庫制度の抜本的改善
 - ・ 学校支援の充実
 - ・ 府内の各大学との連携

- 2 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます
 - ・ 多様な資料の収集・整理・提供
 - ・ 収集資料の性質に応じた保存
 - ・ 資料館・博物館等と連携し京都の文化資源の情報発信
 - ・ データベース・電子書籍の提供
 - ・ 価値ある資料のデジタルアーカイブ化と発信
 - ・ レファレンスサービスの充実・成果公開
 - ・ 来館貸出サービスの充実
 - ・ インターネットサービスの運用
 - ・ 障害者サービス等の拡充
 - ・ 所蔵資料紹介の充実
 - ・ 子ども読書活動の支援
 - ・ 「歴史ある府立図書館」の演出
 - ・ 入りやすく利用しやすい空間の構成
 - ・ 施設・環境の適切な維持管理
 - ・ 職員の育成

- 3 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します
 - ・ 「知的な交流の場」の創設
 - ・ 広報の刷新
 - ・ 各種講座の実施と情報発信
 - ・ 行政支援サービスの推進
 - ・ 実験的な取組をすすめるサービスデザインチームの設置

1 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します

・ **京都府図書館総合目録ネットワークの拡充**

ネットワークシステムの確実な運用
共同研究等によるシステム改善と利便性の向上

・ **府内の図書館等との物流の改善**

連絡協力車ルートの見直し
より効率的な物流方法の導入
＜参考指標：基準値 67, 732 冊（平成 26 年度 相互貸借冊数）＞

・ **府内の図書館間の情報共有の促進**

職員の府内各図書館の巡回の維持・拡充
支援・協力の拡充を目指した情報収集
展示・イベントのパッケージ提供

・ **市町村立図書館等職員研修による資質向上**

職員研修メニューの体系化
職員が講師となる研修メニューを積極的に設定
多様な講師の招聘によるユニークな研修の実施
ICTを利用した遠隔地研修の実施
研修成果のフィードバックと確認による成果と課題の点検

・ **貸出文庫制度の抜本的改善**

貸出文庫制度の見直し
＜参考指標：基準値 31, 535 冊（平成 26 年度貸出文庫の貸出冊数）＞

・ **学校支援の充実**

調べ学習などの積極的な受け入れ
学校図書館運営のための基礎講座の実施
学校セットの提供方法の改善
＜参考指標：基準値 14, 557 冊（平成 26 年度学校支援セット貸出冊数）＞

- ・ **府内の各大学との連携**

府内の各大学との相互貸借の促進

展示・講義・インターン受け入れなどの連携事業の推進

2. 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます

- ・ **多様な資料の収集・整理・提供**

収集方針にそった多様な形態の資料の積極的な収集

必要な利用者に必要な資料を届けることができる目録の作成

資料の適切な配架

<参考指標：基準値 1,208,600 冊（平成 26 年度総資料数）

32,520 回（平成 26 年度マルチメディア利用数）>

- ・ **収集資料の性質に応じた保存**

十分な収蔵量の確保

書庫環境の把握と改善

府内 1 冊所蔵本の的確な把握・移管

- ・ **資料館・博物館等と連携し京都の文化資源の情報発信**

京都府立総合資料館、京都文化博物館等、府の関連施設との連携

京都市立美術館、国立京都近代美術館、京都市動物園等、岡崎における連携

- ・ **データベース・電子書籍の提供**

国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービスの着実な実施

利用実績にそった各種データベースの導入・維持

郷土資料の書誌データの提供

電子書籍の導入実験の実施

- ・ **価値ある資料のデジタルアーカイブ化と発信**

デジタル化資料の選定

デジタル化の実施と適切なプラットフォームからの発信

再利用可能なライセンスの付与

・ **レファレンスサービスの充実・成果公開**

職員のレファレンス能力の向上

市町村未解決事例へのレファレンス支援

レファレンス協同データベースへの積極的な登録

<参考指標：基準値 17,063 回（平成 26 年度相談数）

○件（平成 26 年度レファレンス協同データベース登録数）

248,846 回（平成 26 年度複写利用数） >

・ **来館貸出サービスの充実**

貸出・返却にかかる利便性の向上

カウンターサービスのより一層の向上

<参考指標：基準値 286 日（平成 26 年度開館日数）

284,080 人（平成 25 年度入館者数）

5,019 人（平成 26 年度新規登録者数）

4,716 人（平成 26 年度インターネット予約数）

208,572 冊（平成 26 年度貸出冊数） >

・ **インターネットサービスの運用**

取り寄せ申し込み e サービス、レファレンスサービスなどの確実な運用

ホームページ掲載情報の充実

・ **障害者サービス等の拡充**

デイジー・マルチメディアデイジーなどの充実

アクセシビリティに関する各種ガイドラインへの適切な対応

特別支援学校への支援強化

・ **所蔵資料紹介の充実**

多様な本や情報に出会えるような館内展示の展開

各種紹介チラシの充実とオープンデータでの公開

<参考指標：基準値 34 回（平成 26 年度展示数） >

・ **子ども読書活動の支援**

子ども読書活動等に関する情報の集積と発信
子ども読書活動の支援にかかるワークショップ等の実験的实施
子ども読書活動を推進できる人材の育成
子どもの情報リテラシー向上や課題解決の支援
子どもしおりコンテスト等の事業推進

・ **「歴史ある府立図書館」の演出**

鳳凰図（集書院天井画）の修復と掲示
旧館家具・建設具材等を活用した空間演出
吉田初三郎鳥瞰図を京都案内のアイテムとして活用
企画展示スペースの充実による多様な展示の展開
資料館が所蔵する府立図書館関係資料の複製による収集と提供

・ **入りやすく利用しやすい空間の構成**

メインスペースである地階への誘導
より深く図書館を利用するための2階への誘導
屋外空間へのカフェ誘致などの回遊性の向上

・ **施設・環境の適切な維持管理**

府民利用施設としての適切な施設管理
館内環境の維持・充実
館内サイン・掲示物の見直し

・ **職員の育成**

研修・研究会等への積極的な参加とフィードバックによるサービス充実
職員の自主研鑽をサポートする体制の構築

3 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します

・「知的な交流の場」の創設

2階フロアの改修によるインテレクチュアルコモンズ（仮）の設置
運営担当職員の育成・配置
地域課題等を解決するフューチャーセンターの設置
高校・大学の学習を支援するカラーニングを運用
地域活動を支えるコミュニティ活動の支援
府民の研究活動の成果発表の場の設置

・広報の刷新

webサイトの改修による館イメージの創出
SNS等の活用・広報媒体の多様化による接触機会の拡大
＜参考指標：基準値 540,424回（平成26年度 web サイトアクセス数）
〇〇回（平成26年度媒体露出回数）＞

・各種講座の実施と情報発信

書籍と情報をめぐる多様な講座の開催
研究者・団体等と連携した各種講座の展開
＜参考指標：基準値 4回 238人（平成26年度講座開催・参加者数）＞

・行政支援サービスの推進

府庁への資料配送の実施
レファレンス・複写の府庁向けサービスの実施

・実験的な取組をすすめるサービスデザインチームの設置

新しい取組やwebでの活動などを行うサービスデザインチームの設置
担当職員と外部の団体・個人との連携による活動の推進
職員の活動の紹介

■計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、計画の進捗状況や新たな課題、社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて早期に見直しを図るものとします。

■計画の着実な推進に向けて

計画の具体化

京都府立図書館サービス計画は、今後5年間の府立図書館の取組の方向性を示すものです。

このため、個別の取組内容や実施時期に関しては、本計画を基本としながら、新たな課題や社会状況の変化を踏まえて、毎年度掲げる「事業計画」により重点化と具体化を図ります。

【参考：図書館の設置及び運営上の望ましい基準（文科省告示）】

第二一一一―1―（一）（別項により都道府県立図書館に準用）

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

計画の進捗状況の評価

図書館法第7条の3の規定により、図書館は、その運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

この評価に当たっては、外部有識者等の知見を活用する仕組みを新たに構築し、府立図書館による内部評価と外部有識者による外部評価を両輪として計画の進捗状況について毎年度点検を行います。

これにより、府立図書館の運営の改善を図り、府内の図書館サービスの向上に努めてまいります。

【参考：図書館法】

第7条の3（運営の状況に関する評価等）

図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

資料1 計画の策定経過

(1) 府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

京都府立図書館基本方針及び京都府立図書館サービス計画を策定するに当たり、専門的見地からの意見を聴取するため、外部有識者による検討会議を設置しました。

<検討会議委員>

氏名	所属・役職等
明致 親吾	京都CSR推進協議会会長
大槻 政美	京田辺市立中央図書館長
小川 雅史	京都府立南陽高等学校長
桂 まに子	京都女子大学 専任講師
清水 清	大山崎町教育委員会教育長
千賀 彰子	舞鶴市立志楽小学校長
千歳 則雄	前滋賀県野洲市立図書館長
富永 敦子	井戸端サイエンス工房
内藤 千鶴	亀岡市立図書館中央館長
原田 隆史	同志社大学 教授 【座長】

五十音順／敬称略

<開催経過>

開催日	協議内容
平成27年6月19日	今後のサービス計画策定の視点について
平成27年9月1日	基本方針（仮）素案について（協議） サービス計画の方向性について（協議）
平成27年10月28日	
平成28年1月〇日	

(2) 京都府立図書館に関するアンケート結果

京都府立図書館サービス計画を作成するに当たり、府立図書館に対する府民ニーズを把握し、府民の意見を踏まえた計画を作成するため、「京都府立図書館に関するアンケート」を実施しました。

来館者のみを対象とするアンケートではなく、現在の利用の有無に関わらず広く府民を対象とするアンケートを実施したのは、今回が初めてです。

1 調査方法

(1) 郵送による無記名アンケート方式

- ・調査対象 京都府在住の成人4,000名

府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

- ・抽出方法 層化無作為抽出法
成人の人口比率と男女比率に応じて4,000名を全市区町村に
配分し、配分人数分を住民基本台帳から無作為抽出
- (2) WEBによる無記名アンケート方式
 - ・調査対象 京都府立図書館ホームページ閲覧者

2 調査期間

- ・平成27年7月24日～8月9日

3 回収状況

- (1) 郵送方式 有効回収数 1,814 (有効回収率 45.4%)
※調査の有効性
分析の対象として十分なサンプル (総数1,800件以上)
- (2) WEB方式 有効回収数 680

4 分析

<郵送方式>

○主な属性

- 居住地：左京区・東山区 8% 京都市内合計 55%
- 図書館利用：府県立図書館を年数回以上利用するのは7%
市町村立図書館でも年数回以上利用するのは37%

○役割分担について (問8)

- 府立と市町村立との役割分担は20%しか知らない
分担必要は60%・不要は7% (9:1の比率)

- 役割分担を知っている人のうち 分担必要は82%
- 役割分担を知らなかった人のうち 分担必要は55%
- この後の設問でも、内容を知っている人は必要と答える傾向が強い
レファレンス等のなじみのないサービスほど顕著

※役割分担関連設問 (問15)

- 市町村では揃えにくい専門書・研究書などへの期待 55%
- 市町村でも揃えている文芸書・児童書などへの期待 28%

○個人へのサービス (問10～12)

- 遠隔地サービスは44%が知らない
- 来館者サービスも貸出・複写のみ高い結果

○期待する役割 (問14)

- 市町村支援/子ども読書支援 への期待は大きい
- その後は 遠隔地サービス/文化創造/来館者サービス の順

- 今後強化すべき機能やサービス（問15）
 - 専門書・研究書などの蔵書の充実
 - 遠方からでも利用しやすい制度の工夫
 - 市町村立図書館への取寄利用
 - 市町村・学校図書館への本の貸出
 - 障害者など誰もがサービスを利用しやすい環境
 - 館内環境の整備（回答者は左京・東山区民に偏る）

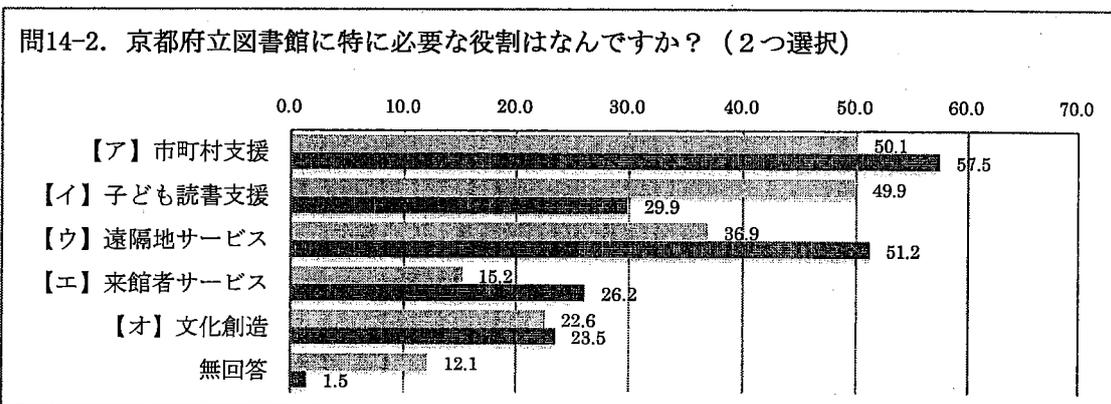
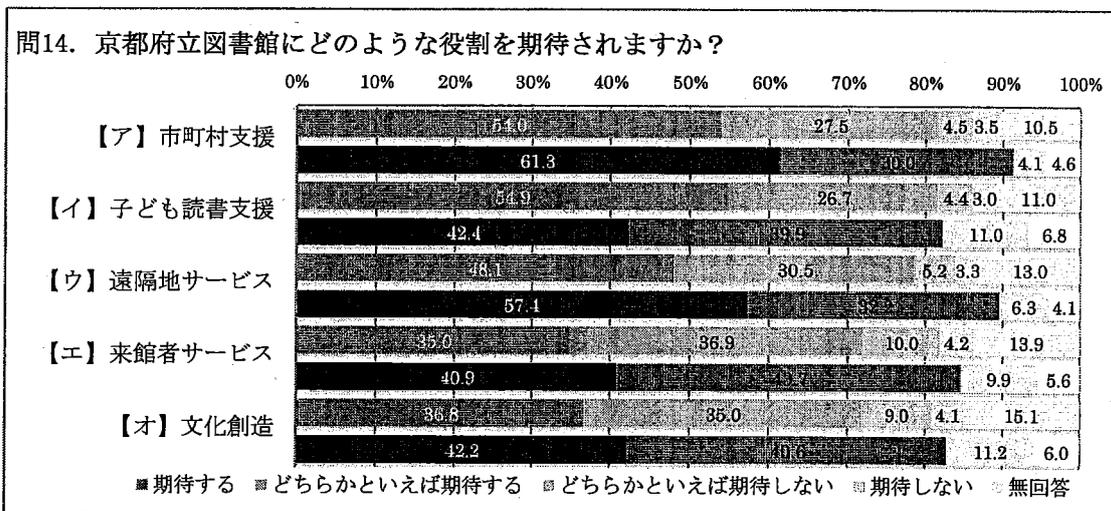
<WEB方式>

- 60歳未満が93%（問1）
- 図書館を年数回以上利用～府県立28%、市町村立58%（問5）

市町村との役割分担への期待が郵送方式より非常に高い
 分担必要 73%（問8）
 専門書等への期待 75% 文芸書・児童書等への期待 23%（問15）
 制度等の認知度と必要性認識度が郵送方式より非常に高い（問9～12）
 調査研究や仕事のため利用したいとの回答が郵送方式より非常に高い（問13）
 期待する役割は 市町村支援/遠隔地サービス（問14）

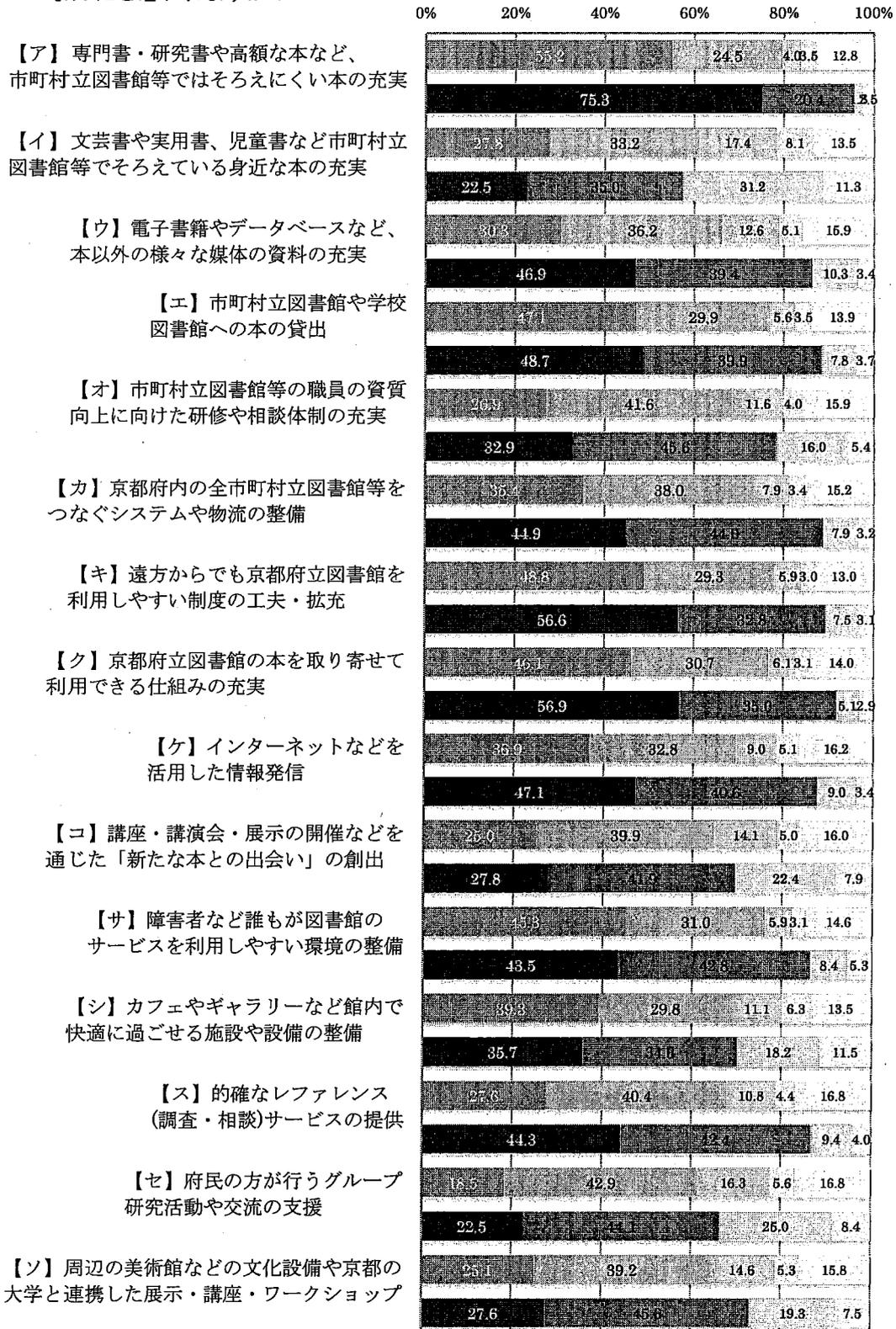
参考：グラフ抜粋

上段■：郵送方式 下段■：WEB方式



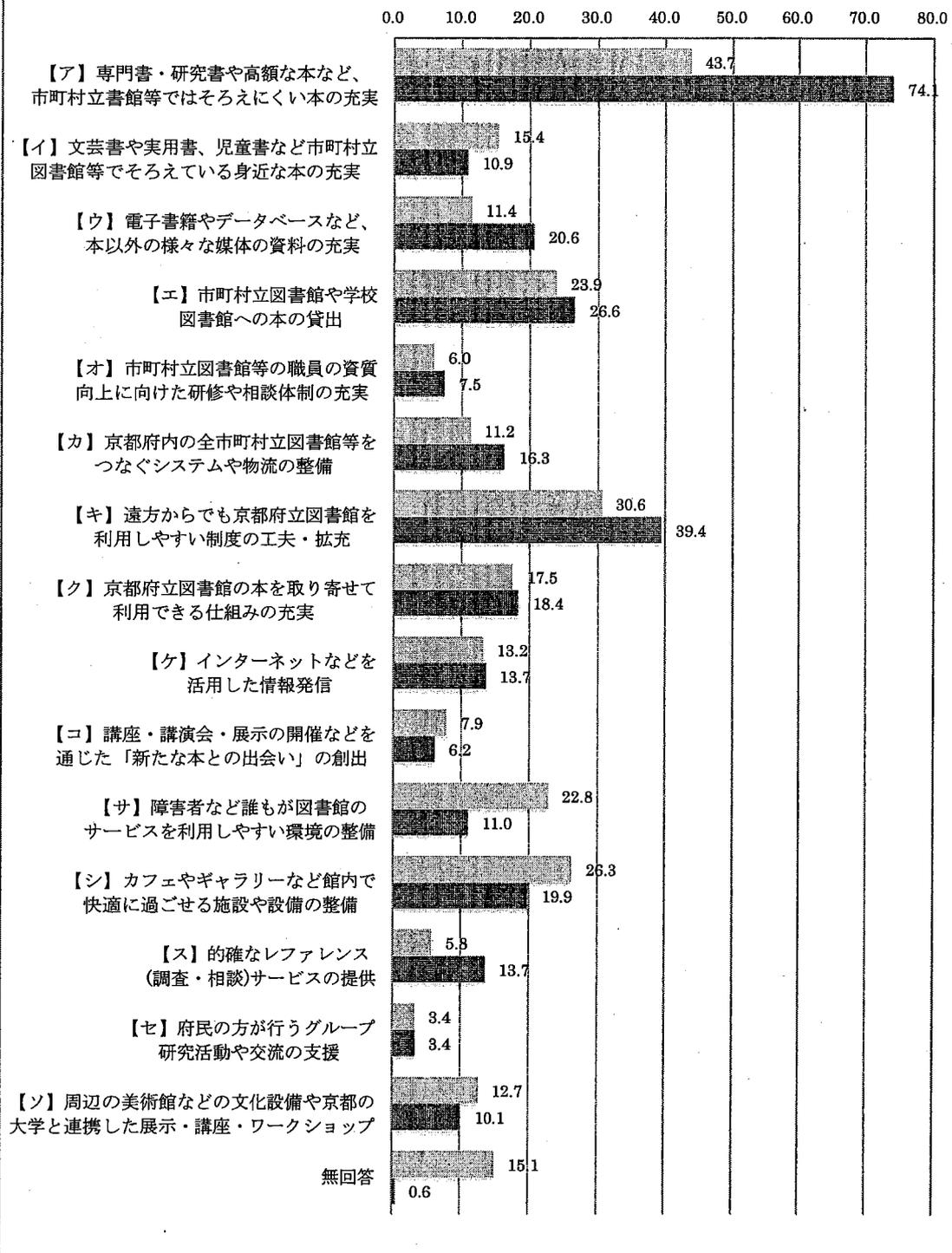
府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

問15. 京都府立図書館が今後強化すべき機能やサービスは
 なんだと思われますか？



■ 期待する ■ どちらかといえば期待する ■ どちらかといえば期待しない ■ 期待しない ■ 無回答

問15-2. 京都府立図書館が今後特に強化すべき機能やサービスは
 なんだと思われますか？（3つ選択）



資料2 京都府立図書館資料収集方針（案）

平成28年1月〇日 改定

京都府立図書館は、創設以来100年を超える収集資料を継承し、府内の中核的図書館として、現在及び将来の利用者のために、多様かつ的確な情報により資料を選定し、収集し、保存する。

1 基本的な考え

- (1)府民の調査研究の拠点及び生涯学習を支援する図書館としてふさわしい資料を収集する。
- (2)府内図書館ネットワークのセンターとして、市町村立図書館及び学校図書館振興のための資料を収集する。
- (3)京都府立総合資料館をはじめとする文化施設との連携を考慮し、資料を収集する。
- (4)多様な意見のある事柄については、幅広い観点から資料を収集する。

2 収集する資料

- (1)収集する資料の種類は、図書、逐次刊行物、映像・音響・電子資料、障害者用資料とする。
- (2)収集部数は原則として1部とする。
- (3)収集した資料は、原則として永年保存とする。

3 収集方法

購入、寄贈等により収集する。

4 資料収集の協議

重要事項については、収集委員会により協議する。

5 資料選定の具体的基準

収集する資料の選定については、別に定める資料収集基準による。

京都府立図書館サービス計画

平成28年3月発行

京都府立図書館

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地

TEL (075) 762-4655 (代) FAX (075) 762-4653

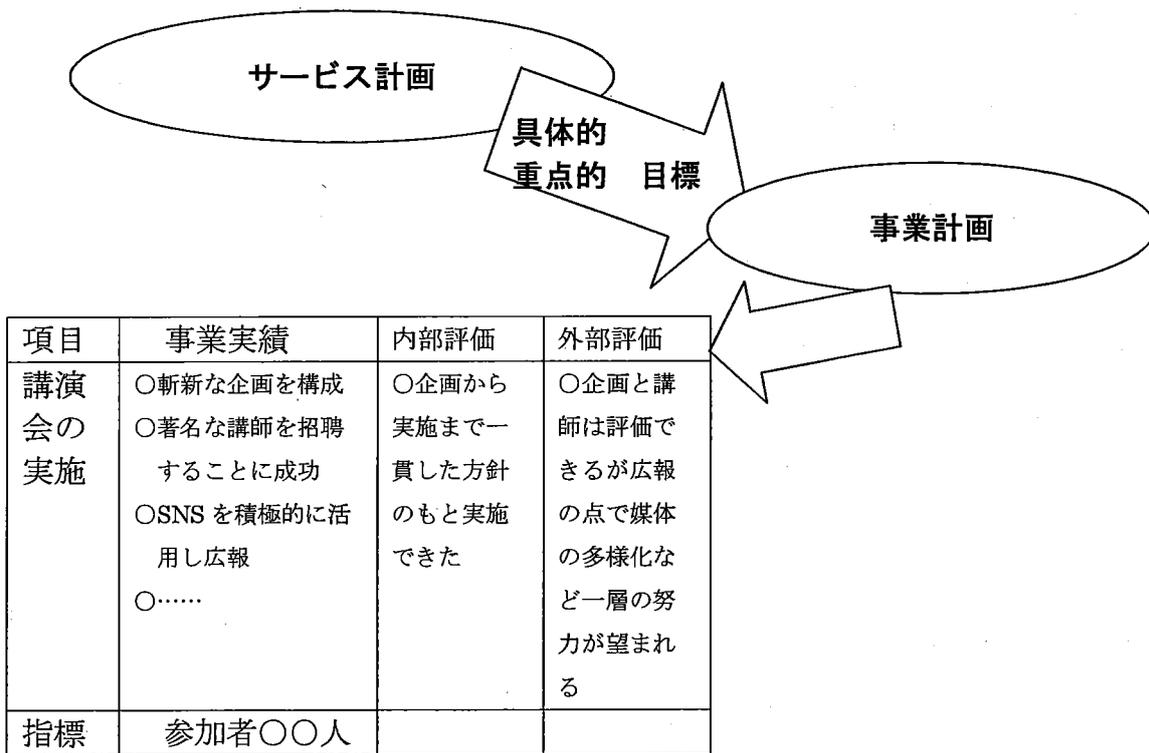
URL <http://www.library.pref.kyoto.jp/>

府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

評価の仕組みについて

平成 27 年 10 月 28 日

※評価モデル素案



※上記の表を評価対象の各項目について作成

1. 評価の視点・意義

- 1-1. 業務の点検：自主的+外部の目で主体的かつ客観的に新しい大きな取組とともに、日常の細かい改善も評価
- 1-2. 外部へ説明：適正に業務が行われていることを説明
課題を明示し、改善の姿勢を示す

2. 評価の仕組み
 - 2-1. 全体の構造
基本方針／サービス計画（中期計画）／〇〇年度事業計画（年度計画）
 - 2-2. 評価対象
サービス計画の中に参考指標を記載、事業計画を評価対象とする
 - 2-3. 評価指標の設定
業務目標および入館者数等の適正な数値を設定
目標達成・業務改善状況の実績及び数値の組み合わせを評価
 - 2-4. 内部評価の仕組み
資料主任が担当業務を点検→集約→館内会議で確定
※軽度の業務負担／記録の作成
 - 2-5. 外部評価の仕組み
委員会を設置し報告・協議

3. 「評価の仕組み」構成

- ・ 8 ページ程度
- 表紙： 1
- はじめに・評価の仕組み： 1
- 評価指標： 5
- 裏表紙： 1

4. 今後のスケジュール案

- 4-1. 内部評価
平成 27 年度内に準備を行う
平成 28 年 4 月開始
- 4-2. 外部評価
平成 28 年 12 月に協議会の設置を目途
平成 28 年度（サービス計画初年度）からの外部評価を目指す
- 4-3. 年間計画（素案）
 - 4 月：事業年度開始
以降、館内会議で随時進行状況を確認
 - 9 月：中間的な状況確認・次年度事業検討開始
 - 10 月：委員会による報告聴取・事業提案・意見交換
 - 2 月：自己評価作業・次年度事業案策定
 - 3 月：委員会による年度評価・次年度事業計画認定

※参考資料

1. 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文科省告示172号）

第二 公立図書館 — 市町村立図書館（第二-二-6により都道府県立図書館に準用）

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

2. 国会図書館

- ・最上位「私たちの使命・目標 2012-2016」
- ・中期的目標「戦略的目標」←評価制度「活動実績評価」を通じ「使命」実現
PDCAでサービス向上と業務改善・公表
- ・「国立国会図書館活動実績評価に関する有識者会議」H21設置
- ・実績値の測定（統計整備・サービス時間などのサンプル調査・アンケート）
→実績値の部分に特徴／膨大な事務量が必要と考えられる

3. 大阪府立図書館

- ・年度のアクションプランのなかに重点目標を設定
- ・図書館協議会に図書館協議会活動評価部会を設置し、重点目標を評価
- ・利用者アンケートによる業務評価を行う
→評価対象をかなり絞る

府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

検討会議まとめについて

平成 27 年 10 月 28 日

○検討会議におけるご意見を取りまとめたもの

○12 ページ程度/様々なご意見を併記

表紙：1

はじめに・委員名簿：1

検討会議とりまとめ：7

委員コメント：2

裏表紙：1

1P

表紙

府立図書館サービスの
充実に向けた検討会議
まとめ

平成 28 年〇月

2P

検討会議概要

○会議の趣旨

○委員名簿

○開催日程

3～9P

議事概要

議事録の内容から
まとめ作成

10～11P

委員コメント

～会議を終えて～

各委員から
府立図書館への
期待など、
応援メッセージを
いただく

12P

裏表紙

奥付

今後のスケジュールについて

平成 27 年 10 月 28 日

	検 討 会 議	図 書 館
27年6月	第1回検討会議（6月19日） 府立図書館の役割について 今後の計画策定の視点について	
7月		府民アンケート実施 基本方針の見直し
8月		
9月	第2回検討会議（9月1日） 基本方針（仮）について 新計画案について	府民アンケート結果集計 新計画素案の作成
10月		基本方針（仮）作成
11月	第3回検討会議（10月28日） 検討会議まとめについて 基本方針（仮）について 新計画案について 評価の仕組みについて	
12月		
28年1月	第4回検討会議（1月中旬目途） 検討会議まとめについて	新計画最終案作成
2月	基本方針（仮）について 新計画案について 評価の仕組みについて	
3月		新計画決定

府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

